

個人情報の第三者提供について（事前同意のお願い）

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、ここに掲示をしたことにより同意を得たものとさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

1. 高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 付加給付を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
3. 出産育児一時金など現金給付を事業主経由で支給すること。
4. 医療費通知を世帯単位でまとめて行うこと。
5. 保健事業に関する書類の授受を事業主経由で行うこと。
6. 被扶養者の健診結果等の授受を事業主経由で行うこと。

なお、4の医療費通知につきましては、被保険者だけでなく、被扶養者の方の同意も要する事項となりますので、被扶養者の方で同意されない方につきましても、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。